

答 申 書

第 1 審査会の結論

沖縄市長（以下「実施機関」という。）が、下記第 2 の 2 に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求に対し、対象公文書が存在しないことを理由に、非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求の経緯

1 公文書公開請求

平成 29 年 8 月 30 日、審査請求人は、沖縄市情報公開条例（平成 13 年沖縄市条例第 18 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定により、実施機関に対し公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

池原地区学習等供用施設新築工事の「基礎検討書」のベタ基礎の「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」および添付されている構造計算書。ただし平成 21 年 2 月 20 日以前のもの。

3 特定した対象公文書

実施機関は、本件請求に係る対象公文書は、不存在とした。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、平成 29 年 9 月 13 日付、沖市生第 913004 号による公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

5 審査請求

平成 29 年 12 月 27 日、審査請求人は、本件処分を不服として、条例第 11 条第 1 項の規定により審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

非公開決定処分を取消し、請求にかかる文書の公開を求める。

2 審査請求の理由（原文のまま）

(1) 基礎検討書の「基礎形式の決定」のベタ基礎の項目 8. 考察で「構造計算上の安全性については問題はないが、」と明記されています。ということは、ベタ基礎の「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」及び添付された構造計算書が存在するべきです。

(2) 平成 19 年 6 月 20 日に改正施行された建築士法の「建築士等の業務の適正

化」で、「建築士が構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合におけるその旨の証明書交付が義務付け」されています。

- (3) また、設計業務委託特記仕様書 4 頁の「4. 許認可手続」でも「構造計算適合性判定、その他関連する法及び条例等の許認可を受けるため必要な資料及び手続」は、設計工期内に全ての許認可を受けて完了することが明記されています。

3 反論書の要旨

- (1) 沖縄市と争いのない事実として、地質調査報告書より軟弱な地盤（原地盤の支持力不足）である。また、支持地盤が 28m 間で 2.2m 傾斜している。この場合、参考文献によると、杭基礎等の工法を用いることが明記されている。つまり、直接基礎であるベタ基礎や独立基礎は建築不可能である。
- (2) 弁明書において「池原地区学習等供用施設新築工事においては、基礎検討書による比較検討を行い基礎形式は「コマ基礎」と決定し、建築を行った。」と記載されているが、これは真っ赤な嘘であり、決定されたのは「コマ基礎」ではなく、原地盤の支持力不足や不同沈下を防ぐために「独立基礎底面下の地盤にコマ基礎を決定」したものになっている。
- (3) 池原地区学習等供用施設新築工事のトップベース工法検討書の作成は、平成 20 年 12 月 22 日。トップベース工法検討書の 3. 原地盤（無処理）の長期許容支持力の設計条件（独立基礎 F1）で「原地盤の支持力不足の為、次にトップベース工法の検討を試みる。」と明記されており、独立基礎底面下にコマ基礎が採用されている。
- (4) 「池原地区学習等供用施設新築工事においては、基礎検討書（＝杭基礎検討書）による比較検討を行い基礎形式（＝地盤補強）は「コマ基礎」と決定し、建築（＝実施設計業務）を行った。」のは、契約工期（平成 21 年 2 月 20 日）の 2 ヶ月前の平成 20 年 12 月 22 日だったということは明白である。
- (5) つまり、実施設計業務（業務期間 2 ヶ月）の前提となるのが、「独立基礎底面下にコマ基礎を決定」した「構造計算によって建物の安全性を確かめた旨の証明書」ですが、契約工期内には提出されていない。

第 4 実施機関の主張要旨

1 本件処分の理由について

本件請求文書は作成されていないため、文書不存在とし、非公開決定を行ったものである。

2 弁明書の要旨

(1) 本件公文書の性格について

「基礎検討書」とは、建築物の基礎工法を決定するための比較検討資料である。「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」とは、建築士法第 20 条第 2 項に規定され、構造計算を行った建築士が建築主に対して交付することが義務付けられているものである。「構造計算書」とは、建築物の構造の安全性を評価するための一連の計算をまとめた書類である。

(2) 文書不存在について

- ① 池原地区学習等供用施設新築工事においては、基礎検討書による比較検討を行い基礎形式は、「コマ基礎」と決定し、建築を行った。従って、採用された「コマ基礎」のみについて構造計算を行い、「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」が交付されている。
- ② 審査請求人が主張している考察の記述は、設計業務受託者が各工法を比較したうえでの考察であり、不採用となったベタ基礎の構造計算を行ったものではない。
- ③ 以上のとおり、審査請求人が公開を求める文書については、作成されていないことから、文書不存在を理由に非公開決定を行ったものであり、本件処分に違法又は不当な点は何ら存在しない。

第5 調査審議の経過

- 1 平成30年7月13日 審査庁から諮問書を收受
- 2 令和元年11月26日 調査審議（概要説明、事件整理）
※諮問第24号及び第25号は、調査審議を併合
- 3 令和2年1月17日 調査審議（審査庁及び処分庁による口頭説明）
- 4 令和2年2月7日 調査審議
- 5 令和2年3月6日 調査審議（審査請求人による口頭意見陳述）
- 6 令和2年7月3日 調査審議（答申案の検討）
- 7 令和2年7月22日 調査審議（答申案の検討）

第6 審査会の判断

1 はじめに

本件は、本件請求文書の公開を求めるものであり、実施機関は、本件対象公文書は不存在であるとして非公開決定とする本件処分を行った。

審査請求人は、本件対象公文書が存在するはずだとして、本件処分の取り消しと本件対象公文書の公開を求めている。

これに対し、実施機関は本件処分を妥当としていることから、以下、検討する。

2 「ベタ基礎」に関する構造適判及び構造計算書の存在について

- (1) 実施機関は、平成20年7月30日にA社を受託者として締結した「池原地区学習等供用施設建設設計業務委託」（以下「本件業務委託」という。）において、A社から提出された構造適判及び構造計算書は、建物の基礎工法として採用した「コマ基礎」について行った構造計算であり、「ベタ基礎」について構造計算を行った構造適判及び構造計算書は存在しないとしている。
- (2) 本件業務委託の完成成果品としてA社から提出された構造適判の文書には、「建築士法第20条第2項の規定により、別添の構造計算書によって下記建築物の安全性を確かめたことを証明します。」と記載され、添付されている構造計算書においては、1頁に「基礎種別 直接基礎（基礎下にトップベース工

法を採用)」と記載されている。

実施機関によれば、この「直接基礎」として今回採用されたのが「(独立フーチング基礎一部布基礎)基礎下にコマ基礎を配置するトップベース工法を採用)」であり、これは、直接基礎の下に「コマ基礎」を配置するトップベース工法を採用したことを意味する記載であるとのことである。このことは、当該構造計算書 23 頁にも次の記載があることから確認できる。

「§.6 基礎の設計」

1) 基礎形式

直接基礎 (独立フーチング基礎一部布基礎)

但し、基礎下にコマ基礎を配置するトップベース工法を採用

したがって、当該構造適判及び構造計算書において採用された基礎工法の形式については、基礎形式を「直接基礎 (独立フーチング基礎一部布基礎)基礎下にコマ基礎を配置するトップベース工法を採用)」として行ったものであり、「ベタ基礎」について行ったものでないことは明らかである。

- (3) この点、審査請求人は、基礎検討書の中の「基礎形式の決定」において、「ベタ基礎」に対する考察として「構造計算上の安全性については問題ないが」との記載があることから、このように評価するからには、「ベタ基礎」に関する構造計算書が存在するはずである旨主張している。

確かに、基礎検討書の中の「基礎形式の決定」において、「ベタ基礎」に対する考察として「構造計算上の安全性については問題ないが」との記載は認められる。

しかし、当該記載は、本件業務委託を受託したA社において、各種基礎工法の比較検討を行った際にA社が記載したものであり、不採用となったベタ基礎や他の工法についての構造適判や構造計算書を本件業務委託契約の成果品として提出を受けたものではない。

したがって、前記記載をもって、「ベタ基礎」に関する構造計算書が存在するとはいえない。

- (4) また、A社が独自に「ベタ基礎」に関する構造計算を行ったか否かは明らかではないが、一般的には、基礎の比較検討書の作成の段階で比較する基礎工法それぞれの構造計算を行うことは想定されず、市からも比較する基礎工法それぞれの構造計算の作成を依頼することはない。

受託者である設計事務所としても、構造計算は外注により行っていることが殆どであり、構造計算を行うだけでも費用がかかることから、結果として不採用になる可能性のある構造計算を設計事務所がわざわざ行うことは考えにくい。

仮に、結果として不採用になる可能性のある構造計算が行われていたとしても、市が不採用とした基礎工法に関する構造計算書を成果品として納品させる必要性はないことから、市において取得し、保管する必要性は全くない。

- (5) 以上のとおり、本件業務委託の完成成果品としてA社から市に提出された書類の内容、構造計算の実施方法やそれに要する費用、市に対して提出する

成果品の性質等からすれば、審査請求人の主張する「平成 21 年 2 月 20 日以前に作成された「ベタ基礎」についての構造適判及び構造計算書」が存在しないとする実施機関の主張は合理的なものである。

3 その他

審査請求人は、反論書及び審査会に提出した主張書面、口頭意見陳述の中で実施機関に対する本件業務委託の違法性や不当性、さらには契約工期に関して種々の主張を行っている。

しかし、当審査会は、条例により与えられた権限に基づき、審査請求人からの公文書公開請求に対し実施機関が行った公文書非公開決定の適否を審査することを本務とするところであるから、それらについては審査の対象外であり、判断する立場にはない。

4 結論

以上のことから、実施機関において、本件請求の対象として特定すべき公文書を保有しているとは認められないことから、本件請求文書の公開請求に対し、対象公文書が不存在であることを理由に、非公開としたことは妥当である。

したがって、当審査会は「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和 2 年 7 月 2 7 日

沖縄市情報公開審査会

会長 島 田 考 人

委員 小 林 祐 紀

委員 佐渡山 美智子

委員 柴 田 優 人

委員 古 堅 豊